

経過措置対象外となっている障害福祉サービスの取扱いについて

グループホーム

平成18年4月1日以降（同日より後に新たに開設された事業所については開設以来）継続して、夜間支援体制を確保しているグループホームに入居しているケアホーム対象者について、引き続き夜間支援体制を確保されるよう、経過措置を講じる。

デイサービスセンター

障害者デイサービスについては、18年10月段階で直ちに地域生活支援センターへの移行等が困難な事業所が想定されることから、18年度中の措置として、市町村が実施する地域生活支援事業において「経過的デイサービスセンター事業」を創設する。

日中ショートステイ

これまで、新体系における受け皿が明確でなかったことから、市町村が実施する地域生活支援事業に位置付ける予定であった障害児タイムケア事業を再編し、障害児・障害者を通じた一時預かり事業として、「日中一時支援事業」を創設する。

精神障害者地域生活支援センター

精神障害者地域生活支援センターについては、18年10月で新体系に移行することを予定しているが、18年10月段階で直ちに地域活動支援センターへの移行等が困難な事業所が想定されることから、18年度中の措置として、市町村が実施する地域生活支援事業において「**経過的精神障害者地域生活支援センター事業**」を創設する。

また、都道府県におかれては、従前、精神障害者地域生活支援センターが実施していた事業に相当する事業について、18年10月までに市町村での実施が困難と判断される場合においては、障害者自立支援法第77条第2項の規定を活用し、都道府県が市町村に代わって当該事業を実施するなどの措置を講じられたい。

障害程度区分について

障害程度区分については、市町村審査会での審査判定が適切に実施され、適切な認定が行われることが強く求められているところである。ついては、あらためて次の点に留意して研修等を実施されるとともに、管内市町村に対する運営面での助言等よろしくお願ひしたい。

1 留意点

(1) 認定調査員及び市町村審査会委員に対する研修について

適切な障害程度区分認定を実施する上で、認定調査員及び市町村審査会委員に対する研修は極めて重要であり、都道府県におかれては、認定調査や審査会での審査に支障が生じないように遅滞なく実施するとともに、その内容についても、認定調査等の内容に関する研修とあわせ、専門家を講師として障害特性に関する研修等を実施するなど質の充実についてもよろしくお願ひしたい。

(2) 医師意見書について

医師意見書については、依頼してから返送いただくまで時間がかかり、市町村審査会の開催スケジュールに影響がある自治体もあるところである。円滑な医師意見書事務のためには、あらかじめ準備しておくことが重要であり、市町村による事前説明や依頼、また協力医の確保、知的障害者は主治医がいない方が多いことから、知的障害者施設の嘱託医など知的障害にかかわりのある医師に協力医をお願ひするなど、適切な対応がなされるよう助言をお願ひしたい。

(3) 市町村審査会の連絡会等について

公平・公正な障害程度区分の判定が行われるためには、情報交換により判定の標準化を図っていく必要があると考えており、市町村におかれては市町村審査会内の合議体間の連絡会、都道府県におかれては管内の市町村間での連絡会を開催して事例報告を行うなど、積極的な取組みをお願ひしたい。

(4) 市町村審査会における二次判定について

市町村審査会での二次判定については、

- ① 二次判定における考慮事項の範囲がわかりにくい等の御指摘を受けていることを踏まえ、「障害程度区分関係資料の配付について（平成18年4月26日付事務連絡）」で説明資料を配布した
- ② 一部自治体の審査会において、委員が、厚生労働省が示す基準以外の資料を用いて区分変更を主張されるケースがあることから、「障害程度区分にかかる市町村審査会での審査判定について（平成18年5月30日付事務連絡）」で、厚生労働省が示す基準に従い、審査判定対象者の心身の状況から介護時間の長短を個々に合議で判断するよう周知したところであるが、この点等について、別紙のとおり、再度事務連絡したところであるので、再度、管内市町村にこの内容の周知をお願いしたい。

2 今後のスケジュール

(1) 検証作業

障害程度区分認定の実施状況について、平成17年度障害程度区分判定等試行事業を実施いただいた60市町村で、6月末日までに判定を終えた者にかかる一次判定区分、二次判定区分等のデータを収集し、検証を行う。

なお、認定の実施状況について、試行事業を実施した市町村の一部についてヒアリングを実施したところでは、二次判定においておおむね3分の1程度のケースに上位区分への変更がなされているところ。

(2) 二次判定の参考資料の検討

今後、市町村の協力をいただきながら検討を進め、8月中を目途に参考資料を提供したいと考えている。

事務連絡
平成18年6月23日

各都道府県障害程度区分担当係長 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課障害程度区分係長

障害程度区分にかかる市町村審査会での精神障害者の審査判定について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがとうございます。

さて、標記にかかる下記の留意事項について、管内市町村へ周知して頂き、厳正なる市町村審査会運営に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 障害程度区分の認定申請を行った者が精神症状が不安定等の理由により一時的に支援の必要性が高いと判断される場合においては、市町村審査会は、障害程度区分の審査判定時に、下記のような形で意見を付することができること
 - (1) 障害程度区分の認定の有効期間を短期間とすること
 - (2) 障害福祉サービスの支給決定に際し、申請者の状態の変動幅が大きい場合には、これを踏まえて柔軟に対応することが望まれること
2. 市町村審査会における二次判定においては、下記に示された基準のみに従い判断して頂くようお願いしているところであるが、一部自治体の市町村審査会において、委員が、医師意見書に記載のある二軸評価及び生活障害評価について、厚生労働省の示している下記以外の判定区分を記載した資料を直接的に用いて区分の変更を主張されるケースがあると聞いているところである。

二軸評価及び生活障害評価については、今後データを収集し、利用の検証を行うこととしており、それまでは、当該資料をもって判定するのではなく、審査判定対象者の心身の状況を総合的に勘案して、区分変更について個々に合議で判定するようお願いしたいこと。

関係資料

- ・ 市町村審査会の運営について（平成18年3月17日障発第0317006号障害保健福祉部長通知）
- ・ 障害程度区分認定調査員マニュアル及び市町村審査会委員マニュアルの送付について（平成18年3月17日付事務連絡）
- ・ 障害程度区分関係資料の配付について（平成18年4月26日付事務連絡）